

超長期ビジョン検討会及び超長期ビジョン検討アドバイザー・グループ設置要綱

平成18年6月8日

1. 目的

平成18年4月7日に閣議決定された第3次環境基本計画では、「50年といった長期間の環境政策のビジョン（超長期ビジョン）」を示すこととしている。

この超長期ビジョンの検討のため、「超長期ビジョン検討会」及び「超長期ビジョン検討アドバイザー・グループ」を設置するものである。

2. 構成

(1) 超長期ビジョン検討会の設置

超長期ビジョンを専門的見地から検討するため、「超長期ビジョン検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

検討会は、人口、資源、アジア環境、経済等の専門的見地から超長期ビジョンを検討し、検討結果を環境省総合環境政策局長（以下、「局長」という。）に報告する。

検討会の検討員は、学識経験のある者のうちから、局長が委嘱する。

検討会に、座長を置き、検討員のうちから、局長の指名によってこれを定める。

座長は、検討会の業務を総括する。

検討会に、主査を置き、検討員のうちから、局長の指名によってこれを定める。

主査は、座長を補佐する。

検討会には、必要に応じて、検討事項に関係する者を参考人として出席させることができる。

座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する検討員が、その職務を代理する。

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

(2) 超長期ビジョン検討アドバイザー・グループの設置

超長期ビジョンを総合的見地から検討するため、「超長期ビジョン検討アドバイザー・グループ」（以下、「アドバイザー・グループ」という。）を設置する。

アドバイザー・グループは、超長期ビジョンの検討に関する事項について、総合的見地から、局長に対し助言を行う。

アドバイザー・グループの構成員は、学識経験のある者のうちから、局長が委嘱する。

局長は、アドバイザー・グループと検討会の連携を図るため、検討会の座長を構成員に含めるものとする。

アドバイザー・グループには、必要に応じて、検討事項に関係のある者を参考人として出席させることができる。

この要綱に定めるもののほか、アドバイザー・グループの運営に必要な事項は、構成員の協議により定める。

3．設置期間

検討会及びアドバイザー・グループの設置期間は、この要綱を制定する日から平成20年3月31日までとする。

4．庶務

検討会及びアドバイザー・グループの庶務は、総合環境政策局環境計画課において処理する。